

## ブラジル金融取引税の課税によるブラジル債券市場への影響について

大和証券投資信託委託株式会社

### 【金融取引税の課税に関する発表】

10月19日(現地)、ブラジルのマンテガ財務大臣は、外国人投資家による債券および株式投資にかかるブラジル現地への為替送金について、送金時のみ2%の金融取引税(以下、IOF税)を課税するとし、現地10月20日より実施すると発表しました。

対象取引	変更前税率	変更後
株式およびデリバティブへの投資の送金にかかる為替取引	0%	2%
債券・確定収益デリバティブの投資の送金にかかる為替取引	0%	2%

なお、ブラジル国内で受け取った債券および株式の売却代金と、株式配当ならびに債券利金に係る為替取引については、従来どおり非課税となっています。

### 【ブラジルにおける関連税制の経緯】

#### < 金融取引暫定負担金(CPMF税) >

1997年1月、金融取引暫定負担金(通称小切手税、以下、CPMF税)を導入しました。

(1)CPMF税は金融取引の際に為替取引額(ブラジルへの送金および回金の両取引)について0.25%の税率を徴収する連邦税で、その後一時廃止されたこともありましたが、再導入や課税対象の変更などが実施され、2001年3月に0.38%に引き上げられました。

(2)CPMF税は暫定措置であったため、2007年12月に期間延長に関する法案がブラジル上院議会で否決されCPMF税は廃止されました。

当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として大和証券投資信託委託株式会社が作成したものであり、勧誘を目的としたものではありません。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡す「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。

販売会社についてのお問い合わせ 大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212(営業日9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

## < 金融取引税 (IOF税) >

(1)ブラジル政府は、2008年3月13日にブラジル・レアルの急伸を抑制するため、法令 (Decree6391) を公布し、外国人投資家がブラジル国債等の債券購入時に、ブラジル国内へ送金する為替取引について1.5%のIOF税の課税を公表しました。IOF税の導入においては、2007年末のCPMF税廃止による歳入不足を補う目的もありました。

(2)2008年10月23日に金融危機への対応として、(1)の為替取引に係るIOF税の税率を0%に引き下げました。

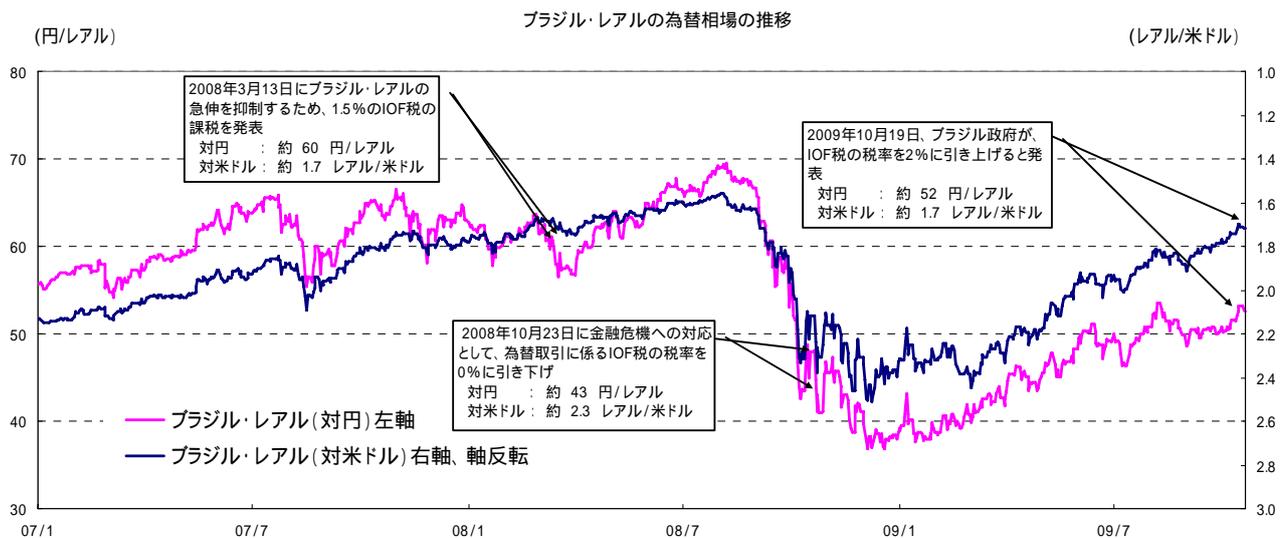
(3)2009年10月19日、ブラジル政府はブラジル・レアル高騰抑制策として、IOF税の税率を2%に引き上げるとともに、債券取引および株式取引に係る為替取引に対して課税する旨を発表しました。(今回の措置)

## [IOF税導入時の債券・為替市場の反応]

2007年初以降のブラジル・レアルの為替相場とIOF税の導入・廃止をみると、2008年3月にIOF税が導入された後、一時的にブラジル・レアルは下落していますが、その後2008年夏にかけてさらに上昇していることがわかります。

しかし、2008年秋以降の世界的な金融危機からブラジル・レアルは大きく下落しました。ブラジル政府は、2008年10月にIOF税の税率を0%に引き下げましたが、金融危機の余韻はブラジル・レアルの為替を大きく揺り動かし、ボラティリティの大きな展開となりました。

その後、新興国を中心に景気回復期待が高まり、ブラジル・レアルの為替相場は戻り歩調となっています。今回の措置はこの過程で導入されたものですが、現在のブラジル・レアルの為替相場の水準は2008年3月のブラジル・レアルの対米ドル相場の水準である1.7に近づいていますが、対円相場では、当時の水準に達していないことがわかります。

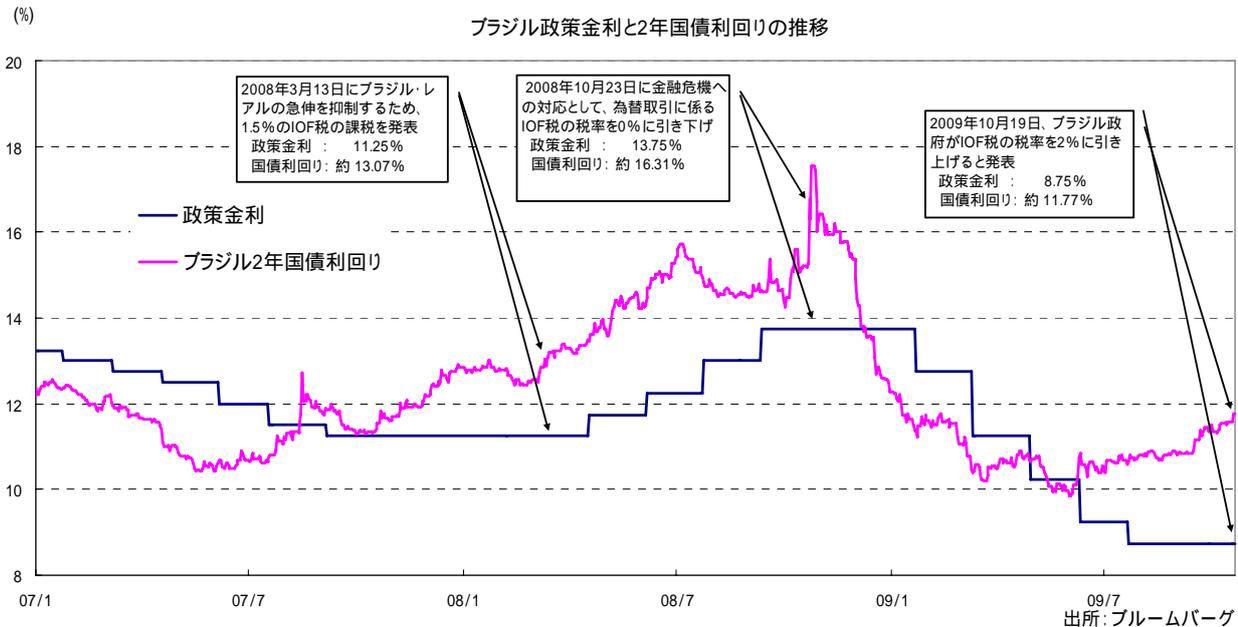


当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として大和証券投資信託委託株式会社が作成したものであり、勧誘を目的としたものではありません。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡す「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。

販売会社についてのお問い合わせ 大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212(営業日9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

債券相場では、2008年3月のIOF税の導入後、インフレ懸念から政策金利が相次いで引き上げられました。これを受けて、国債利回りは上昇しましたが、金融危機による新興国からの資金回避から、国債利回りは大きくはね上がりました。その後政策金利の引き下げもあって国債利回りは急激に低下しましたが、2009年中ごろ、景気回復期待から国債利回りは徐々に上昇し、国債利回りと政策金利の格差は極めて拡大した水準にあります。



## 【今後の見通し】

2009年始めからブラジル・レアルの為替相場は、約35% (2009年10月19日時点)の上昇となっています。新興国を中心とした景気回復期待に加え、ブラジルでの大型の株式公開やリオデジャネイロ・オリンピック決定もあり、ブラジル・レアルがやや早いスピードで上昇してきたことも事実です。これに対しブラジル中央銀行は、ブラジル・レアルの為替相場の変動を緩やかにするため、米ドル買いレアル売りの市場介入を行ってきました。しかし、自国通貨売りの市場介入は、ブラジルの外貨準備高を増大させることにもつながるため、ブラジルの魅力を高めブラジル・レアル高の遠因にもなっているとも考えられます。

今回のIOF税の課税によって、一時的にブラジル・レアルやブラジル債券市場の変動を大きくする可能性が考えられます。しかし、今回のIOF税の課税がブラジルの魅力を大きく落とすとは考えていません。ブラジル中央銀行が発表する民間アナリストの予想値集計では、2010年ブラジルのGDP成長率は4.8%まで上方修正されています。一方で、2009年のインフレ率は中央銀行の目標値の中心である4.5%近辺で抑制されインフレ懸念は台頭していません。自国通貨高の影響もあり貿易収支の縮小が見込まれていますが、直接投資は2009年の250億ドルから、2010年には320億ドルに増大すると予想されており、引き続きブラジルの経済ファンダメンタルズは良好で中長期的な投資魅力は変わらないと考えています。

以上

当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として大和証券投資信託委託株式会社が作成したものであり、勧誘を目的としたものではありません。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡す「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。

販売会社についてのお問い合わせ 大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212(営業日9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

## お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

### 手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

### ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。こうした銘柄については、外国証券内容説明書をご覧ください。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会